



意匠分類記号	意匠分類の名称
D3-911	照明器具用反射笠

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
D3-911	全	照明器具用反射笠	

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
D3-62代	投光用照明器具
D3-900	照明器具用部品、付属品

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
照明器具用反射笠	照明器具用反射板	

定義	
<p>・照明効率の向上を目的として、電球等から発せられた光を、特定方向に集中もしくは拡散等させるため照明器具に組み込まれる反射板</p>	
 蛍光灯用反射笠 登録 1158221 号	 自動車用灯具の反射板 登録 1121882 号
 照明器具用反射板 登録 1101017 号	

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

・照明器具の笠等に組み込まれた笠と一体状のものはD3-3代のそれぞれに分類する。

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称		
蛍光灯用反射板	自動車用灯具の反射板	照明器具用反射板